

## 所沢市街づくり条例第52条に係る施設整備等の基準の変更について

所沢市では、人口減少社会における、ゆとりある良好な市街地の形成及びニューノーマルな生活様式に対応した居住環境の提供を目的とし、所沢市街づくり条例第52条関係の施設整備等の基準のうち、一戸建ての住宅の敷地は、100㎡を最小面積としておりましたが、**令和4年12月1日以降に標識設置届が提出された開発事業**のうち、住居系の用途地域内（※1）においては最小面積を120㎡に変更いたします。

### 現 在

第52条に規定する市長が定める基準は、次に掲げるものとする。

1 一戸建ての住宅の敷地は、100㎡を最小面積とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 敷地の位置形状が著しく変形となる場合
- (2) その他法令に敷地面積の定めがある場合

2～3 略



### 変 更 後

第52条に規定する市長が定める基準は、次に掲げるものとする。

1 一戸建ての住宅の敷地は、住居系の用途地域内においては120㎡、その他の用途地域においては100㎡を最小面積とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 敷地の位置形状が著しく変形となる場合
- (2) その他法令及び法令に基づく制度に敷地面積の定めがある場合

2～3 略

※1：住居系の用途地域とは

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域